

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

委員会規程

平成24年 3月18日 制定

平成28年 4月20日 改定

(総 則)

第1条 この規程は組織運営規程第21条3項の規程に基づいて定める。

(目 的)

第2条 この委員会は当会の運営を円滑にするために設置する。

第3条 委員会は、会長の諮問事項を審議または調査し、答申する機関とする。

(委員会の種類)

第4条 委員会は常設及び臨時に区分する。

2 常設委員会は、組織運営規程別表1のものをいい、常設する。

3 臨時委員会は、常設委員会以外をいい、必要に応じて設置する。

(委員会の所管)

第5条 委員会は、組織運営規程第12条に定めるいずれかの部局に所管を置く。

(委員会の設置及び変更)

第6条 新たな常設委員会を設置及び変更するときは、所管部局が提案し理事会の承認を得なければならない。

2 臨時委員会の設置及び変更は、理事会の承認を得なければならない。ただし目的を達成した臨時委員会は、廃止する。

(委員の定数及び選任方法)

第7条 常設委員会の委員定数及び選任方法、その他に関する事項は理事会で協議して決める。

(委員会の基本構成、会議の召集及び議決)

第8条 委員会は委員長、副委員長及び委員で構成し、その役職は原則として委員の互選とする。

2 会議は理事会の承認を得て、委員長が召集する。

3 議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところとする。

(委員の委嘱)

第9条 委員の委嘱は、会長が行ないその手続きは所定の様式で行うものとする。

(任 期)

第10条 委員の任期は2年とする。ただし再選を妨げないものとする。

(職 務)

第11条 委員長は委員会を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

3 委員は諮問事項について意見を述べ又は事務を行なう。

(附 則)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第13条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。